

「職務発明条例草案(送審稿)」に対する意見書

2014年5月30日

国家知識産権局 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA)
法務・知的財産権委員会
特許専門委員会

平素より危局におかれましては、現地日系企業への多大なご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA: Japan Electronics and Information Technology Industries Association) は、電子機器、電子部品の健全な生産、貿易及び消費の増進を図ることにより、電子情報技術産業の総合的な発展に資し、経済の発展と文化の興隆に寄与することを目的とした日本の業界団体です。

JEITA では、日本国内外の企業・団体が会員となっており、2014年5月現在、396社・団体を抱え、会員のビジネス活動を支援し、グローバル経済における交流の活発化によって関係国との友好化も促進しています。

今般公表された「職務発明条例草案(送審稿)」につきまして、中国における事業活動に対する影響が大きいことから、JEITA は大変重要視しています。そこで、当会においても検討を行い、日本国における職務発明制度の長年にわたる運用・経験を踏まえ、以下の修正意見を提出させていただきます。

ぜひともご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

本件に関しまして、ご質問等がございましたら、JEITA 北京事務所までお問い合わせいただけますと幸いです。

一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA)
法務・知的財産権委員会
特許専門委員会

本件に対する連絡先
JEITA 北京事務所 010-6513-9015

「職務発明条例草案(送審稿)」に対する修正意見

まず、総論として以下に当会の意見を述べさせていただきます。

今回の送審稿において、公開意見募集稿(2012年11月12日)にあった規定のうち、「事業体が職務発明の知的財産権を譲渡しようとする場合、発明者は同等の条件で優先的に譲り受ける権利を有する。」(送審稿第29条)、および「コンピュータソフトウェアの職務著作物については、本条例の規定を参照、適用する。」(送審稿第45条)が削除された点は、高く評価します。

一方で、今回の送審稿においては、依然として数多くの強行規定が含まれているため、事業体が多様な事業内容や人事施策に応じて柔軟に奨励報酬を定めることが妨げられてしまいます。

すなわち、今回の「送審稿に関する説明」の「五.(二)1. 約定優先原則の位置」において、「……約定を適用できる条項にすべて約定優先を明確に決めている……。……奨励報酬取得権、知る権利など基本的な権利は、約定によって取り消しまたは制限することができない。」と説明され、約定優先が明記されていない条項は強行規定であることが明らかになりました。

また、今回の送審稿においては、事業体の負担が過大となるおそれがあります。

例えば、新薬は1~2桁の特許権で保護されることもありますが、携帯電話は万単位の特許権によって保護されています。このような携帯電話に代表される電子情報技術産業の実情に鑑みれば、送審稿第20条や第21条に規定される奨励および報酬の支払いを実行すると、中国国内で事業が成り立たなくなるおそれがあります。

さらに、今回の送審稿においては、その内容や手続きが必ずしも明らかでない規定があり、将来に禍根を残しかねません。

これら硬直的な奨励報酬、過大な事業体負担、不明確な規定は、却ってイノベーションを阻害しかねません。

当局が、かかる懸念を理解され、本条例草案を性急に制定することなく、イノベーション創造において技術人材とその事業体との両者が果たす役割をバランスよく配慮し、柔軟な奨励報酬が可能で、事業体負担が過大とならず、明確な制度となるよう、さらなる検討に付されることを強く希望いたします。

以下、各条項についての建議を行います。ぜひとも前向きにご検討賜りますようお願い申し上げます。

条項番号	修正提案	修正理由
第 4 条 等	<p>「技術秘密」に関する規定を削除。</p> <p>関連して 第 20 条、第 21 条の「植物新品種」に関する規定を削除</p> <p>第 8 条、第 13 条、第 24 条の「技術秘密」に関する規定を削除</p> <p>第 20 条、第 21 条の「その他の知識産権」に関する規定を削除</p>	<p>送審稿第 4 条は、「本条例にいう発明とは、……専利権、……または技術秘密の保護客体にあたる知的創造の成果を指す。」と規定する。さらに送審稿第 24 条は、「事業体は職務発明を技術秘密として保護することを決定した場合、当該技術秘密の事業体の経済利益に対する貢献により、本章の発明専利権に関する規定を参考にして、発明者に合理的な補償を支給しなければならない。」と規定する。</p> <p>これらの規定によれば、事業体の内部で日常的に数多く生じ、専利権として登録され得る進歩性を有しない、いわゆるノウハウについて、事業体が補償の義務を負うことになる。</p> <p>この点、「送審稿に関する説明」の「五. (一) 3. …技術秘密を本条例の調整範囲に取り入れるか」において、「送審稿第 24 条に『当該技術秘密の事業体の経済利益に対する貢献により』の文言を追加したことにより、事業体と発明者の利益平衡を図ったから、問題がなくなった。」旨が説明されている。しかし、ノウハウが事業体の経済利益に「貢献」する程度はいかようにも解釈でき（事業体が価値がないと判断して出願・公開しなかったのか、ノウハウとして保護しようとしたものであるのか、という区別は容易ではない）、このような文言の追加は、却って発明者と事業体の紛争を助長するものであり、何ら問題を解決しない。</p> <p>そもそも問題は、補償の対象に「技術秘密」が含まれることにより、補償対象の外延が不明確となり、事業体の内部で日常的に数多く生じるノウハウについても、事業体が、専利権に係る発明に準ずる補償義務を負うことになる点である。そのような過度の義務負担は、中国企業が研究開発を活性化してイノベーションを促進しようとするインセンティブを阻害するものである。</p> <p>以上の懸念を理解され、送審稿第 4 条から「技術秘密」に関する規定を削除し、且つ、送審稿第 24 条を削除すべきである。</p> <p>同様に、対象の拡大に伴う事業体の過大な負担を避けるため、第 20 条、第 21 条の「植物新品種」に関する規定、第 8 条、第 13 条の「技術秘密」に関する規定、第 20 条、第 21 条の「その他の知識産権」に関する規定をそれぞれ削除すべきである。</p>
第 6 条	<p>「関係者からの意見及び提案を十分に聴取して採り入れ、」を削除する。</p>	<p>関係者の意見を一方的に採り入れることが強制されることは、事業者と発明者のバランスを欠く。また、「関係者からの意見及び提案を十分に聴取」したか</p>

		否かを巡り、無用の紛争を招きかねない。
第7条	「(一) 自己の職務の作業中に完成した発明」⇒「自らが属する事業体の業務範囲に属し、自己の現在および過去の職務に属す発明」	「職務の作業中」が曖昧であり、事業体を退職しない状態で職務変更になった後に、職務変更以前の業務の知識による発明をなした場合などが職務発明の範疇から外れる虞があり問題である。
第12条	発明報告制度に該当する本条については、第10条、第11条と同様に「事業体が別途規程を有する場合、または発明者と別途約定を有する場合を除き、」との文言を追加して、約定優先とする。	発明の報告・取り扱いについては、各事業者の裁量に委ねられるべきものと考えられる。
第13条	「報告書を受け取った日から6カ月以内に、国内において知的財産権を出願するか、技術秘密として保護または公開するか否かを決定」の「6カ月以内」を「1年以内」に修正	「6カ月以内」は短すぎる
第14条	第十四条第二款を削除することを希望する。 少なくとも第十条のように「事業体が別途規程を有する場合、もしくは発明者と別途取り決めを有する場合を除き」と修正することを希望する。	出願過程には事業体の機密情報が絡むことがあり、社員である発明者といえども事業体から開示できない状況がある。特に退職した発明者にまで出願過程として機密情報を知得させることは適切ではない。
第15条	第十五条を削除 少なくとも第十条のように「事業体が別途規程を有する場合、もしくは発明者と別途取り決めを有する場合を除き」と修正	① 事業体は事業戦略に応じて出願手続停止や放棄を日常的に判断しており、一ヶ月前の通知は実情に合わない。特に退職した発明者にまで一ヶ月前に通知を義務付けることは過剰である。 ② “通知後に協議することができる”とあるが、協議が成立するまでの期間にも出願手続や権利を維持するための作業や費用が必要であり、いたずらに事業者負担を強いる。 ③ 本条例第一条で目的とする「職務発明者と事業体の合法的權益を保護」の観点において事業体の權益を損ね、更に、同「職務発明及びその知的財産権の運用実施」の安定性を損ねる。本条例第一条で目的とする「職務発明者と事業体の合法的權益を保護」の観点において事業体の權益を損ね、更に、同「職務発明及びその知的財産権の運用実施」の安定性を損ねる。
第16条	「無断で知的財産権の出願をしたり、または第三者に譲渡したりしてはならない」を、「無断で知的財産権の出願をしたり、または第三者に譲渡したり、ライセンスしたりしてはならない」に修正	無断で知的財産権をライセンスする可能性もある
第17条	第1項および第2項の冒頭に、「発明者と約定しておらず、かつ規則制度にも規定していない場合は、」を挿入。	送審稿第17条は、第1項で「事業体は、職務発明について知的財産権を取得した場合、速やかに発明者に奨励を与えなければならない。」と規定し、さらに第2項で「事業体は、知的財産権を取得した職務発明を譲渡する場合、他人にその実施を許諾する場合、または、自ら実施する場合、当該発明によって得られた経済的利益、発明者の貢献度等に基づいて、速やかに発明者に合理的な報酬を与えなければならない。」と規定する。

		<p>本条項は、約定が優先する旨が記載されていないから、「送審稿に関する説明」の「五. (二) 1. 約定優先原則の位置」の説明によれば、強行規定であることになる。然らば、事業体は、知的財産の取得時、譲渡時、実施許諾時、および自己実施時のすべての時点において、奨励または報酬の支給を義務付けられることになるが、これは、企業に極めて過度な負担を強いるものである。</p> <p>しかし、専利法実施細則第 76 条は、「特許権を付与された単位は、発明者及び考案者と特許法第 16 条所定の奨励及び報酬の方式及び金額を約定し、又は法により制定された当該単位の規則制度においてこれを定めることができる。」と規定し、奨励および報奨のすべてにおいて約定が優先することを宣言している。</p> <p>送審稿第 17 条においても、上位の法令である専利法実施細則第 76 条にしたがい、約定が優先することを明確にすべきである。具体的には、送審稿第 17 条第 1 項および第 2 項のそれぞれの冒頭に、「発明者と約定しておらず、かつ規則制度にも規定していない場合は、」を追加すべきである。</p>
<p>第 18 条</p>	<p>第十八条を削除することを希望する。併せて、対応する第三十八条を削除することも希望する。少なくとも第十八条第二款を削除し、且つ、同第一款でも、第十条のように「事業体が別途規程を有する場合、もしくは発明者と別途取り決めを有する場合を除き」と修正することを希望する。</p>	<p>前回の草案（公開意見募集稿）での『発明者が本条例に基づいて享有する権利を取り消す、または「制限する」ような如何なる約定もしくは規定は、無効とする』の「制限する」の部分で、今回の草案の第十八条第二款では「前記権利の享有もしくは行使に不合理な条件を付け加える」というように規定内容の明確化が図られてはいるが、結局のところ、合意に基づく取り決めまでもが無効になることは過剰であることには変わりがないと思料する。</p>
<p>第 19 条</p>	<p>本条項を削除する。</p>	<p>奨励及び報酬金額の確定等の際に、発明者の意見を聞かなければならないとするのは事業者には負担が大きすぎる。退職した発明者については更に難しい。</p> <p>また、発明者は、事業体が取得した経済的利益の関連状況を問い合わせる権利を有するとあるが、各専利権毎に経済的利益を確定するのは非常に難しい。</p> <p>特に、IT 分野で広く行われている包括的なクロスライセンスにおいては、尚更である。また、そのような情報は事業者の機密情報が絡むことがあり、発明者にも開示できない場合がある。さらに、事業体が取得した経済的利益の関連状況が、事業体と発明者との争いを誘発する可能性がある。実運用上は、発</p>

		<p>明者の問合せに応じて「自ら実施」すること等を特許存続期間の最後まで追跡し発明者に説明等を行うことは事業体に極めて大きな負担となる。</p>
第20条	<p>第二十条を削除するか、少なくとも専利権に対する報奨金の算定については専利法実施細則に揃えていただくことを希望する。</p>	<p>第二十条では発明特許権または植物新品種権報奨金の総額は最低でも在職従業員の平均月給の2倍を下回ってはならず、その他の知的財産権については在職従業員の平均月給を下回ってはならないと規定されている。</p> <p>一方、専利法実施細則第七十七条では、「発明特許一件あたりの報奨は3,000元を下回ってはならず、実用新案特許又は意匠特許一件あたりの報奨は1,000元を下回ってはならない。」と規定されている。</p> <p>草案と専利法実施細則とではその計算方法が異なり、どちらを採用するかによって報奨金額が異なってしまうことになる。このような状況は発明者と使用者との間でトラブルになりかねないものである。</p>
第21条 第1款	<p>第二十一条第一款を削除するか、少なくとも専利権に対する報酬額の算定については専利法実施細則に揃えていただくことを希望する。</p>	<p>第二十一条第一款(一)では、「発明特許権または植物新品種権の営業利益から5%を下回らない額を報酬として計算する。その他の知的財産権を実施する場合、その営業利益の3%を下回らない額を報酬として計算する」と規定されている。</p> <p>一方、専利法実施細則第七十八条では、「営業利益の中から2%を下回らない金額、若しくは、当該意匠特許の実施により得られた営業利益の中から0.2%を下回らない金額」と規定している。</p> <p>草案と専利法実施細則とではその計算方法が異なり、どちらを採用するかによって報酬額がおおきく異なってしまうことになる。このような状況は発明者と使用者との間でトラブルになりかねないものである。</p> <p>また、製品の利益をベースに各特許の貢献を算出するにしても、他社との特許ライセンスや、製品に含まれる複数の特許間での貢献度合いの調整など、非常に複雑であり、報奨額や報酬額の最低額を法令で決めることには無理がある。</p>
第21条 第2款	<p>第二十一条第二款を削除頂くことを希望する。</p>	<p>第二十一条第二款では、「上記報酬の累計は当該知的財産権を実施した営業利益の累計の50%を超えない」と規定されている。</p> <p>報酬額は第二十一条第一款に基づき事業体と発明者との間に取り決めがなかったとしても最低限の額は決められている。それ以外については権利を保有する事業体が自由に決めるべきである。専利法実施細則にもこのような規定は見られない。</p>
第21条	<p>第二十一条第三款を削除するか、少なくとも専利権</p>	<p>第二十一条第三款では、「譲渡もしくは許諾により取</p>

<p>第3款</p>	<p>に対する報酬額の算定については専利法実施細則に揃えていただくことを希望する。</p>	<p>得した純収入のうち20%を下回らない額を報酬金として発明者に支給しなければならない」と規定されている。</p> <p>一方、専利法実施細則第七十八条では、「取得した使用許諾料の10%を下回らない金額を報酬として」と規定している。</p> <p>草案と専利法実施細則とではその計算方法が異なり、どちらを採用するかによって報酬額がおおきく異なってしまうことになる。このような状況は発明者と使用者との間でトラブルになりかねないものである。</p>
<p>第22条</p>	<p>「各職務発明の製品全体または製法全体に対する経済的貢献」を削除。</p>	<p>送審稿第18条は、発明者への報酬につき、第1項で「事業体は、奨励、報酬を与えるプロセス、方式および金額について、事業体が法に基づいて制定した規則制度に規定するか、または発明者と約定することができる。」と約定優先の原則を規定する一方で、続けて「当該規則制度または約定は、……第22条の規定を満たすものでなければならない。」と規定し、さらに送審稿第22条は「事業体が職務発明の報酬金額を確定するにあたっては、各職務発明の製品全体または製法全体に対する経済的貢献、……等の要素を考慮しなければならない。」と規定する。</p> <p>そもそも職務発明は事業体における労働の成果物であり、また事業体の製品から利益が生じるのは発明者以外の多くの従業員の努力・貢献にもよるところが大きいとの考えに基づき、発明者への報酬として、例えば特許出願時または特許登録時に社内規則で定めた定額のインセンティブ金を支給し、事業から利益が生じようが生じまいがその後には報酬を支給しないという制度をとることも、各企業による発明者へのインセンティブ付与施策の尊重、さらにはイノベーション促進の観点から、約定優先の原則に則り、当然に許容されるべきである。</p> <p>しかし、強行規定である送審稿第22条は、製品から生じた利益額に見合う報酬の支払いを義務付けていると解釈され得るから、そのような解釈によれば、上記のような利益額を考慮しない報酬制度に基づく報酬だけでは足りないことになる。また、同条は、発明者が「利益額に対する報酬の料率が低い。」と主張する根拠にもなる。「製品全体または製法全体に対する経済的貢献」と規定した場合、特許が製品や製法の一部にのみ貢献している場合や、特許が部品のみに関係する場合に濫用されることが懸念される。</p> <p>ドイツや日本において、同条に類する法律条項が、発明者が企業に対して高額の対価を請求する裁判事件の根拠となり、企業のイノベーションを促進しよ</p>

		うとするインセンティブを阻害して、さらに企業の経営リスクの一つにもなっていることは、よく知られた事実である。 以上の懸念を理解され、送審稿第 22 条から「各職務発明の製品全体または製法全体に対する経済的貢献」を削除すべきである。
第 23 条	「持株の形式で報酬を支払う場合、事業体は法律法規と事業体の規則制度の規定にしたがって、配当を行わなければならない」を、「持株の形式で報酬を支払う場合、事業体は法律法規と事業体の規則制度の規定にしたがって、利益があった場合、配当を行わなければならない」に修正	「利益があった場合、配当を行わなければならない」と規定しなければ、利益がない場合でも、配当を行わなければならないことになる
第 24 条	削除すべきである。	第 4 条に同じ。
第 25 条	冒頭に「事業体が別途規程を有する場合、または発明者と別途約定を有する場合を除き、」との文言を追加して、約定優先とする。	人材流動が激しい状況において、退職後の発明者を追跡することは事業者の負荷が非常に大きく、例えば、退職の際に報奨金及び報酬金を一時金で一括支払する運用が可能となるよう、事業体の規定または事業体と発明者の間の約定を優先する原則を導入していただきたい。
第 30 条	「事業体の職務発明制度履行状況は、その責任者の関連評価内容に取り入れなければならない」を「事業体の職務発明制度履行状況は、その責任者の関連評価内容に取り入れることを薦める」に修正してほしい	行政は事業体の自主経営に干渉すべきではない
第 32,33 条	削除	事業体の経営自主性を不当に干渉する恐れがある。 また、発明者は自らの権利が侵害された場合は、司法手段をとればよい
第 34 条	第 1 項 「発明者が本条例の規定を違反」を「発明者が本条例の規定及び別途の約定を違反」に修正、及び 「発明者が得た収益は全て事業体に返還しなければならない」を「発明者が得た収益は全て事業体に返還し、事業体の逸失利益を賠償しなければならない」に修正	約定優先原則の明確、 事業体の損失（すなわち、逸失利益）は発明者の得た利益より大きい場合がある。
第 38 条	「賠償責任」との表現を変更。賠償責任ではなく「損失を填補する」といった記載にすべき。	「賠償責任」とあるが、如何なる賠償責任なのか不明確であり、事業体にかかる負荷が不明である。
第 42 条	冒頭に「別途事業体が規定があるまたは事業体と発明者の間で約定がある場合を除き」という文言を追加	事業体の規定または事業体と発明者の間の約定を優先する原則を導入していただきたい

以上